

○江戸川区篠崎公益複合施設条例施行規則

平成十九年三月二十日規則第五号

改正

平成二〇年 七月規則第六三号

江戸川区篠崎公益複合施設条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、江戸川区篠崎公益複合施設条例（平成十九年三月江戸川区条例第九号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第二条 江戸川区篠崎公益複合施設（以下「公益複合施設」という。）の開館時間は、午前九時から午後九時三十分までとする。

(休館日)

第三条 公益複合施設の休館日は、一月一日から同月四日まで及び十二月二十八日から同月三十一日までとする。ただし、条例第十四条の規定により区長が指定する者（以下「指定管理者」という。）が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(利用時間)

第四条 公益複合施設の利用時間は、第二条に定める開館時間の範囲内で指定管理者が定めるものとする。ただし、指定管理者は区長の承認を得て、変更することができる。

2 利用時間は、指定管理者の承認を受けた時間とし、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。

(利用の登録)

第五条 公益複合施設を利用しようとする者は、あらかじめ区に登録するものとする。この場合における登録の区分は、別に区長が定める。

2 前項の登録をしようとする者は、登録申請書により区長に登録の申請をしなければならない。

3 区長は登録申請書の提出があったときは、審査のうえ、登録書を交付するものとする。

(利用申請)

第六条 条例第四条第一項の規定により、公益複合施設を利用しようとする者は、指定管理者に利用の申請をし、その承認を受けなければならない。

2 前項の利用の申請の受付時期は、区長が別に定める。

3 前項の規定にかかわらず、区主催又は共催事業等で利用する場合で、区長が必要と認めた場合

は、受付時期前に受け付けることができる。

(利用承認)

第七条 指定管理者は、前条第一項の承認をしたときは、申請の順序により、利用を承認する。ただし、同時に申請があったときは、抽選により受付の順序を決定する。

(付帯設備及び利用料金)

第八条 条例第六条第二項に規定する付帯設備及びその利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が区長の承認を得て定めるものとする。

(利用承認の取消願)

第九条 第七条の規定により利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）が、その利用の取消しをしようとするときは、利用承認取消願を指定管理者に提出しなければならない。

(利用料金の還付)

第十条 条例第七条ただし書に規定する特別の理由により還付することができる場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいい、還付する額は、当該各号に定めるところによる。

- 一 条例第九条第三号の規定により利用承認を取り消したとき。 施設の利用料金 全額
 - 二 利用者の責任によらない理由により利用できないとき。 施設の利用料金 全額
 - 三 利用期日の七日前までに第八条の規定による取消しの申出があり、利用の取消しに相当の理由があると認められるとき。 施設の利用料金 五割
- 2 付帯設備の利用料金の還付については、前項各号の規定を準用する。
 - 3 前二項の規定により利用料金の還付を受けようとする者は、利用承認書を添えて、還付請求書を指定管理者に提出しなければならない。

(特別の設備等の使用)

第十二条 条例第八条の規定により、施設に特別の設備をし、若しくは変更を加え、又は付帯設備以外のものを使用しようとするときは、特別の設備等使用願を提出し、指定管理者の承認を受けなければならない。

(利用制限の通知)

第十三条 指定管理者は、条例第九条の規定により利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止したときは、利用者に対して利用制限通知書により通知するものとする。

(禁止行為)

第十四条 利用者又は入場者は、次の行為をしてはならない。

- 一 承認外の施設又は付帯設備を利用すること。

- 二 定められた場所以外で火気を使用すること。
 - 三 無断で設備その他の現状を変更すること。
 - 四 その他管理上支障があると認められる行為をすること。
- (損害賠償の手続)

第十四条 利用者は、施設若しくは付帯設備等をき損し、又は滅失したときは、直ちに区長に届け出なければならない。

- 2 区長は、前項の届出を受けたときは、調査のうえ、現物賠償又は賠償額を決定する。
- 3 利用者は、前項の決定を受けたときは、直ちに区長に対して現物を賠償し、又は賠償額を支払わなければならない。

(係員の指示)

第十五条 利用者又は入場者は、その利用又は入場について、係員の指示を守らなければならない。

(指定申請書の提出等)

第十六条 指定管理者の指定を受けようとする者は、指定申請書を区長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、条例第十六条第二項に規定する事業計画書及び次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 公益複合施設の管理運営に係る職員配置提案書及び経費見積書
 - 二 法人の定款
 - 三 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の法人の収支計算書及び前事業年度の決算報告書
 - 四 法人の事業経歴及び概要
 - 五 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

(様式)

第十七条 この規則の施行について必要な様式は、別に区長が定める。

(委任)

第十八条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

付 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、第十六条及び第十七条の規定は、公布の日から施行する。

付 則 (平成二〇年七月一日規則第六三号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第八条関係）

プロジェクター	一式	一、〇〇〇円	スクリーン込み
スクリーン	一枚	三〇〇円	
ワイヤレスマイク	一本	六〇〇円	
MD・CDプレーヤー	一台	三〇〇円	
カセットテープデッキ	一台	三〇〇円	
VHS・DVDプレーヤー	一台	五〇〇円	
電源料	一キロワットまで	二四〇円	一キロワットを超える、一キロワット増すごとに二四〇円

備考

- 一 付帯設備の利用料金は、条例別表に規定する午前の部、午後の部、夜間の部のそれぞれを一単位とし、全日は三単位として計算する。
- 二 条例別表備考第四号及び第五号に規定する利用に係る一時間当たりの付帯設備の利用料金は、利用料金を四で除して得た額を上限として、指定管理者が定めた額とする。